ウ　加算点

加算点は、⑴に示す評価項目について、イ・ウ・エの得点の合計点を30点換算して与える。

なお、⑶における審査結果によっては、加算点を減点することがある。

エ　価格、提案及び提案値に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴に示す評価項目の技術提案又は標準案をもって入札し、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　技術提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑸　評価内容の担保

実際の施工に際しては、技術提案に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した技術提案を満たす施工を行うものとする。受注者の責により入札書に記載した技術提案を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を求める。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求を行う。

併せて工事成績評点を減ずる措置を行う。

４　入札手続等

⑴　担当支社等

〒105―0011 東京都港区芝公園２丁目11番１号（住友不動産芝公園タワー８階）　独立行政法人　鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部　東京支社　総務部契約課契約係　電話03―5403―8732

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間　平成21年11月４日（水）から平成22年２月１日（月）までの土曜日・日曜及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。

イ　交付場所　上記４⑴に同じ。

ウ　交付方法　無償で交付する。

⑶　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

ア　提出方法

電子入札システムにより提出書類通知書を送信するとともに、申請書及び資料は、提出場所へ郵送又は持参すること。ただし、１⑼により契約担当役の承諾を得て紙入札へ移行した者は、持参すること。

イ　提出期間

㋐　郵送による提出期間

平成21年11月４日（水）から平成21年12月10日（木）までの土曜日・日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時30分から午後５時まで。

㋑　持参による受付期間

平成21年11月４日（水）から平成21年12月10日（木）までの土曜日・日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。

ウ　提出場所　上記４⑴に同じ。

⑷　入札書の提出方法、入札及び開札の日時、場所

ア　提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、１⑼により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は郵送（配達証明付郵便に限る。）又は持参すること。

イ　入札及び開札の日時、場所

㋐　電子入札システムによる入札の締切りは、平成22年２月１日（月）正午

㋑　持参の場合は、平成22年２月１日(月)正午までに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東京支社総務部契約課契約係に提出すること。

㋒　郵送による入札書の受領期限は、平成22年２月１日（月）正午（郵便による入札の提出場所は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東京支社総務部契約課契約係）。

㋓　開札は、平成22年２月２日（火）午前10時　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東京支社にて行う。

⑸　工事費内訳書の提出方法

入札に際しては、入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を次により提出すること。なお、提出された工事費内訳書は、入札書提出期限後直ちに確認するとともに、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

ア　電子入札システムにより入札書を提出する場合は、入札書に工事費内訳書のファイルを同時送付すること。ただし、工事費内訳書ファイルの容量が１ＭＢを超える場合は、別途、郵送又は持参すること。

イ　１⑼により契約担当役の承諾を得て紙入札へ移行した場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒との間に入れて郵送又は持参すること。

⑹　入札執行回数

原則として、２回を限度とする。

⑺　入札の辞退

入札の執行完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。また、入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等において不利益を受けることはない。

５　その他

⑴　工事費は、当該工事を単独工事として積算している。

⑵　同一業者が同種の工事を隣接する施工場所において、同時期（施工中の工事で施工期間が重複している場合を含む。）に落札した場合は、当該工事を一括して発注した場合の工事費の積算方法（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の経費比率）を基礎に協議のうえ、契約締結後に請負金額を精査する。

なお、共同企業体の構成員が同一業者の場合は、重複する構成員の出資比率及び工事期間を基礎に算定する。

⑶　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑷　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　免除

イ　契約保証金　請負代金の10分の３以上（保証金納付場所　三井住友銀行東京公務部）。ただし、有価証券等の提供又は銀行若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑸　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札又は工事費内訳書を提出しない者等がした入札は無効とする。

⑹　契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事内容の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、示方書等による。

⑺　手続における交渉の有無　無

⑻　契約書作成の要否　要

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約する予定の有無　無

⑽　技術提案資料等のヒアリングを実施する。

⑾　関連情報を入手するための照会窓口

上記４⑴に同じ

⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加